

キンボ・アボの大陸間移動とグローバル・ヒストリー

佐々木, 一恵

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 別冊 = Journal of intercultural communication. Extra number / 異文化. 別冊 = Journal of intercultural communication. Extra number

(巻 / Volume)

1

(開始ページ / Start Page)

89

(終了ページ / End Page)

99

(発行年 / Year)

2010-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007220>

国際文化情報学からみた「移動」

キンボ・アボの大陸間移動と
グローバル・ヒストリー

佐々木一恵

SASAKI Motoe

本稿は、2009年度『国際情報文化学の展開』での講義「グローバル・ヒストリーからみる中国系移民史」をもとに加筆修正したものです。

1859年4月11日、「フレッチャー夫人殺害事件」の公判がニューヨーク地方裁判所で始まった。被告はキンボ・アボ、34歳。ニューヨークのマンハッタン南端部で茶の取引を営む中国人移民である。事件の3年前、アボはニューヨーク・タイムズ紙において「大変ダンディで……英語を修得しアメリカ市民となり、アメリカ人女性と結婚することに非常に意欲的」な模範的移民として紹介されていた¹。事件当時、アボにはアイルランド人移民の妻キャサリン・フィッツパトリックがおり、2人の間にはジョージ・ワシントンと名づけた3歳になる息子がいた。初公判の翌日、ニューヨーク・タイムズ紙は再びアボを、「流暢な英語を話し、……判事の要請で裁判所でも通訳として度々働く……極めて知的で礼儀正しい」人物と評している²。事件の詳細については後述するが、プロテスタントの白人中産階級層の同情を引いたアボは、温情的措置により4年で刑期を終え出所している。しかし、事件の17年後、アボは再び殺人事件を起こし逮捕される。2度目の事件におけるアボの評価は、前回とは異なり大変厳しいものであった。ニューヨーク・タイムズ紙はアボを、「悪名高き中国人犯罪者」と呼び、「この街でもっとも危険な犯罪者の1人に数えられる中国人」と伝えた³。2つの事件の間でアボは、情状酌量すべき模範的な移民から危険なよそ者・無法者へと変わっていたのである。確かに、1回目の事件のあと家庭を失い、賭け事に興じていたアボは、模範的な移民と呼ばれるような存在ではなくなっていた。しかし、こうしたアボの変化と並行するように、アボを含む「中国人移民」というカテゴリー、そしてそれを取り巻く状況が大きな変化を遂げていたのである。

19世紀の半ばから後半にかけて、多くの中国人が北米、オーストラリア、東南

アジア、アフリカ、南米へと渡っていった。その数は、1848年から1888年の40年間で200万人を超えていたという⁴。彼らの多くは、植民地や新大陸におけるプランテーション農業や鉱山開発、鉄道建設の現場に契約労働者として流入した。この中国人労働者の大陸を跨ぐ大規模な移動の背景には、送り出し側（中国）の状況（プッシュ要因）、移動先の受入れ需要（プル要因）、連鎖移民の流れを作り出した血縁・地縁等の社会的ネットワークなど、複数の要因が絡み合っていた。また、中国人労働者の移動先での経験は、それぞれの受け入れ先の状況により多様であった。しかし、互いに数万キロ以上離れた大陸間で、中国人労働者は極めて類似した状況に直面していくことになる。彼らは他の労働者（とりわけ「白人」移民労働者）と摩擦を起こし、『中国人問題（the Chinese question）』と呼ばれる社会問題を引き起こしていく。この『中国人問題』では、中国人労働者の労働形態（契約労働）や生活習慣が問題視され、中国人は同化不能な移民として排斥の対象となっていた。こうした異なる大陸間で同時代的に並行して展開した『中国人問題』は、アジア系ディアスポラ研究者のリサ・ロウが「グローバルな親密性（global intimacies）」と呼ぶ、相互連動的な歴史状況のなかで出現した現象ともいえるだろう⁵。本稿では、キンボ・アボという1人の中国人移民の事件を手がかりに、19世紀後半の中国人労働者の「移動」の問題を、『中国人問題』のグローバルな生成局面とローカルな展開局面の双方から、複眼的に捉えていきたい。

新大陸へ

キンボ・アボは1825年浙江省の舟山島で生まれた⁶。舟山島は厦門や広東と同様、外国船の寄航港として外国人商人が多く出入りした場所で、イギリスやアメリカの阿片貿易の拠点でもあった。1844年、19歳のアボはドイツ人のキリスト教宣教師の口利きで外国船の船員となり中国を出国する。アボが出帆する2年前、アヘン戦争（1840-1842）でイギリスに敗れた清は、南京条約により香港をイギリスに割譲し、広東、厦門、福州、寧波、上海の5港を開港していた。アボはこの5つの条約港の1つ、寧波から出発している。1840年代半ばから、アボのように外国船の船員として中国から東南アジアや新大陸へと向かう者が増えていった。アボはその後続く大規模な中国人労働者の大陸間移動の先駆け的存在でもあった。アボを乗せた船は、当時はまだメキシコ領であったサンフランシスコ湾

のイェルバブエナ島に到着する。その後、船のコックとして働きながらアボはボストンへと移り、さらにコネチカット州のニューヘイブンへと移動し、そこでアイルランド人移民のキャサリンと出会い結婚。2人はニューヨークに移り住み、アボは茶の卸売り店で働くようになる。

当時、ニューヨークのマンハッタン南端部にはポテト飢饉でアメリカに逃れてきたアイルランド人が多く住みついていて、アボとキャサリンはこのアイルランド人移民が住む地区で暮らし始める。この頃、ニューヨークにはまだ中国人移民は少なく、チャイナ・タウンも存在していなかった。1856年の調査によれば、ニューヨーク市の中国人の数は150人で、そのうちマンハッタン南端部に居住していたのは38人であった。このうちアボのようにアイルランド人女性と結婚していた中国人男性は11人おり、マンハッタン最南端の移民地区ではアイルランド人女性と中国人男性の結婚は珍しいものではなかった⁷。アボはアイルランド人を中心とする移民コミュニティーのなかで、妻と息子の家族3人で裕福とはいえないがまずまずの暮らしを送っていた。また、当時アイルランド人と中国人の間にはさほど目立った対立は存在していなかった。しかし、両者の共存はひとたび事が起これば、互いの差異が暴力的に顕在化する可能性を孕む微妙な緊張関係の上に成り立つものであった。

フレッチャー夫人殺害事件

事件は1857年3月8日に起きた。その日アボはいつもどおり仕事に出かけ、昼食を取るため自宅のアパートにいったん戻るが、妻のキャサリンが昼食の準備をしていなかったため、アボは階下に住む大家のフレッチャー夫人のところで昼食を食べ再び仕事に出かけていった。夜7時ごろアボが家に戻ると、部屋には鍵がかかりキャサリンは出てこなかった。アボは大家の家に行き、13歳になる大家の娘アンと一緒に再び部屋のドアを叩きキャサリンに出てくるよう叫ぶ。ようやくキャサリンは部屋から出てきたが、アボとキャサリンはその場で喧嘩となる。騒ぎを聞きつけたフレッチャー夫人がやってきて喧嘩の仲裁に入るが、アボはもっていたナイフでフレッチャー夫人を刺してしまう。フレッチャー夫人は間もなく死亡、逃亡したアボは近くの宿屋に隠れているところを逮捕される⁸。事件はたちまちセンセーションを巻き起こす。事件後、アイルランド人コミュニティーではリンチ団が作られ、アボを拘置所から引きずり出し報復する計画が話し合わ

れた。また、地元の新聞は事件をめぐる様々に書き立てた。事件の1ヵ月後に始まった裁判では、殺されたフレッチャー夫人の娘のアンとテレサ、妹のエリザベス、そして同じアパートの住民のメアリー・バトラーらアイルランド人移民が検察側の証人として証言台に立ち、アボの故意による殺人を裏付ける証言を行った。この裁判でアボは殺人罪で有罪となり死刑を宣告される。しかし、12人の陪審員は情状酌量の余地があるとして、アボの減刑を全員一致で請願した。この陪審員による減刑請求は、最終的にはニューヨーク州知事が介入する事態となり、被告側の弁護不十分を理由に裁判がやり直されることになる⁹。

最初の裁判で陪審員を務めた人々の大半は共和党支持の中産階級のプロテスタントであった。彼らは民主党によるニューヨーク市政に批判的で、道徳改良運動、禁酒運動、奴隷解放運動を支持する立場を取っていた。一方、検察側の証人に立ったのは、カトリックのアイルランド人移民であった。当時、アイルランド人移民の多くは禁酒運動に反対しており、奴隷解放運動についても南部の奴隷が解放されれば彼らの仕事が黒人に奪われると反対の立場を取り、そのほとんどが民主党を支持していた。こうした両者の対立構造のなかで始められた再審では、アボに証言の機会が与えられた。アボは事件を次のように説明している。事件当日、仕事を終えて家に帰ると、妻はフレッチャー夫人の誕生祝いで酒を飲み泥酔していた。アボは妻キャサリンと喧嘩となり彼女を殴ると、フレッチャー夫人をはじめとするアパートに住む女性たちがやってきて、代わる代わるアボを殴り始めた。そのうちの1人はアボを「中国の黒んぼ」と罵り、もう1人は鉄のコテで襲いかかってきた。アボはフレッチャー夫人と他の女たちの攻撃から逃れようとして、自己防衛からフレッチャー夫人を刺してしまった¹⁰。

再審では、アボの証言に続き、フレッチャー夫人の娘、妹、女友達が検察側の証人として前回の裁判と同様の証言を行った。その後行われた被告側の証人尋問では、15人の白人男性が次々と証言台に立ち、アボが品行方正で信頼に足る商人であること、また日頃から妻の過度の飲酒を心配していたことなど、アボを弁護する証言を行った。結局、アボは過失致死罪に減刑され10年の禁固刑が言い渡された。この「フレッチャー夫人殺人事件」の裁判の行方を左右した要因のひとつは、当時ニューヨークの白人中産階級の間に広がっていた中国人移民男性とアイルランド人移民女性に対する印象や認識だった。裁判でアボはアメリカ人（＝白人プロテスタントの中産階級男性）によって庇護されるべき模範移民として扱われたのに対し、妻のキャサリンや被害者のフレッチャー夫人は酒を飲み暴れる不

道徳な女性として扱われた。言い換えるならば、中国人移民男性はアイルランド人女性移民よりアメリカ市民としての資質を備えているとされ、それがアボに有利な判決をもたらした。しかし、冒頭で述べたように、17年後にアボが再び事件を起こした際、アボをめぐる評価は一変していた。そこには、アボ自身の変化とともに、中国人契約労働者の大規模な大陸間移動によって生じた『中国人問題』が関わっていた。

中国人移民の大陸間移動

先に述べたように、19世紀半ばから中国人が契約労働者として大量に新大陸へ流入していった。この中国人労働者の大陸間移動には、中国側の送り出し要因や新大陸側の受入れ要因などが複雑に関わる一方、奴隷制廃止に伴う世界システム¹¹の「周辺」部における労働市場の再編といったグローバルな状況の展開があった。19世紀初頭から奴隷制廃止運動が、啓蒙主義者やクエーカーをはじめとするプロテスタント教会を中心に展開されていく。1807年にはイギリスがアフリカからの黒人奴隷貿易を禁止し、1833年には奴隷制を全面的に廃止する。アメリカでも1804年に北部諸州で奴隷制が廃止され、1808年にはアフリカからの黒人奴隷貿易が禁止された。スペインでは1811年に奴隷制が廃止され、南米の国々でも相次いで奴隷制が廃止されていった。そして黒人奴隷に代わる安価な労働力として投入されたのが中国人労働者であった。この黒人奴隷貿易と奴隷制廃止に伴う国際労働市場の再編過程について、イギリスの外相ジョン・ラッセルは次のように述べている。「合法的に中国から移民を募り、忌まわしいアフリカの奴隷貿易を精力的に取り締まることで……ヨーロッパとアメリカのキリスト教政府は人類の多くに恩恵をもたらした。その貢献は誇張してもしすぎることはない。¹²」ラッセルがこう誇らしげに語るように、黒人奴隷貿易・奴隷制の廃止には啓蒙主義やキリスト教における人道主義の影響が少なからずあった。しかしその裏には、奴隷市場における黒人奴隷の価格の高騰といった人道主義とはかけ離れた事情もあった¹³。そして、いまや高価な生産財となった黒人奴隷の代替として目をつけられたのが、中国人契約労働者だったのである。

このように国際労働市場の再編に端を発した中国人労働者の大陸間移動は、ゴールド・ラッシュによりさらに拍車がかかっていく。19世紀半ばからカリフォルニア（米）、ブリティッシュ・コロンビア（カナダ）、ヴィクトリア（オースト

ラリア)、クマラ (ニュージーランド)、ヨハネスブルグ (南ア) などで次々と金鉱が発見され、中国人労働者が金鉱掘りとして新大陸へ流入していった。カリフォルニアでは1850年には600人程度しかいなかった中国人が、2年後の1852年には2万5000人へと増加していた¹⁴。オーストラリアでも約4万人の中国人がゴールド・ラッシュ時にやってきたといわれている¹⁵。さらにゴールド・ラッシュが終わったあとも、中国人契約労働者は鉄道建設現場などで労働力として使われていった。短期間で大量に流入した中国人労働者であったが、いずれの国においても中国人移民が全人口に占める割合が数パーセントを超えることはなかった。しかし、中国人労働者の大陸間移動はそれぞれの国で『中国人問題』を引き起こし、中国人移民は排斥の対象となっていく。

中国人の排斥と他者化

アメリカでは、とりわけ中国人労働者が多く流入したカリフォルニアで、中国人移民の排斥運動が早くから展開された。運動の先鋒を担ったのは、労働市場で競合関係にあったアイルランド人移民であった。ポテト飢饉を逃れアメリカにやってきたアイルランド人移民は、中国人と同様に黒人奴隷に代わる安価な労働力として使われていた。先の述べたアボの裁判でも、アイルランド人移民女性の1人がアボを「中国の黒んぼ」と罵ったとアボが証言していたが、当時アイルランド人は「アイルランドの黒んぼ」と呼ばれ、労働市場では中国人移民と同様に黒人奴隷の代替あるいは同等の状況におかれていた¹⁶。しかし、中国人移民との同列化を嫌ったアイルランド人移民は、中国人移民を「奴隷労働者」と呼び、自分たちを「賃金労働者」と呼び両者の差別化を図っていった。また中国人＝「オリエンタルズ、黄色人種」、アイルランド人＝「ヨーロッパ系、白人」という図式により人種的な区分を中国人移民との間に設けていく。こうした差別化の試みのなかで中国人移民は、白人「自由労働者」家庭を破滅へと導く「奴隷労働者」、白人女性を狙う人種の汚染の根源、西欧文明と白人の最大の脅威としての「黄禍」などの形で表象され、白人の価値観・労働形態・人種・文明を瓦解させる危険分子としての中国人移民のイメージが増幅していった¹⁷。

東海岸のニューヨークでは、中国人移民への風当たりはカリフォルニアほど強くなかったが、1870年代の初頭には中国人移民に対する同様のイメージはかなり広く浸透していた。そんななか、1876年10月、キンボ・アボは再び殺人事件を

起こし逮捕される。1回目の事件後、独り者となったアボは、中国人男性労働者のステレオ・タイプを地でいくような生活を送っていた。2度目の事件の起きた夜、アボはジョン・ケリーというアイルランド人移民の男とチェッカーをして遊んでいた。ゲームに勝ったアボはケリーからいくらかお金を巻き上げ自分の下宿に戻る。一方、負けて腹の虫が収まらないケリーは酒場でかなり酒をあおった後、アボの下宿に行き、部屋からアボを引きずり出し殴り始めた。執拗に殴り続ける巨体のケリーを相手に、結局アボはナイフを取り出し刺し殺してしまう。今回の事件も自己防衛のための過失致死とされたが、前回のような温情的な支援はアボに寄せられなかった。地元の新聞はアボの行為を「我々のサクソン文明の冷静な習慣との摩擦から噴出した、東洋の抑制の効かない野蛮な気質の一例」と解説した¹⁸。アボの事件は、アボを「中国人・オリエンタルズ」という民族的・文明的他者とみなすことで理解されていたのである。アボは重労働つきの懲役7年を言い渡された¹⁹。

排斥から制度的人種差別へ

アボの2度目の事件から6年後の1882年、排華移民法が制定され、中国人移民はアメリカで初めての「帰化不能外国人」に指定された。これを皮切りにアメリカでは移民の制限が法的に進められていった。カナダにおいても1885年から中国人移民に人头税が課せられ、1923年には中国人排斥令が出される。オーストラリアでは、19世紀半ばから各植民地自治政府により中国人移民制限法が作られ、1901年にイギリスから独立した際に制定された「連邦移民制限法」により、有色人種の移住制限が全土に適用されていった。この移民制限法によりオーストラリアは世界で初めて人種差別を国家的に法制化した国となる。その後70年続く白豪主義は、中国人労働者を排斥するための一連の政治過程を通じて構築された人種差別システムとみることもできるだろう²⁰。1910年に南アフリカも連邦政府としてイギリスから独立するが、白人労働者保護を目的とする中国人移民を対象とした人種差別法、鉱山・労働法が作られ、その後多くの人種差別法が制定されていく。これらの人種差別政策はさらにアパルトヘイト政策へと発展し、1948年から本格的に黒人差別政策として進められていく。

中国人労働者の大陸間移動は労働区分の民族・人種によるヒエラルキー化を押し進めながら、次第に国家レベルの制度的人種差別政策へと展開していった。こ

の動きは、国民国家の形成を通じて世界＝経済の「半周辺」への転換途上にあった新大陸における労働力の編成過程が、国民国家内の民族集団の形成過程と密接に結びついていたことを示している。

アボのその後

7年の刑期を終える直前、アボは精神障害を理由に刑務所の精神病棟へと送られていた。1882年の排華移民法の制定をアボはこの病院の中で知ることになる。看守からニュースを聞いたアボは、排華移民法は民主党とフェニアン団（1858年にニューヨークで結成された秘密結社で革命によるアイルランド共和国樹立を目指した）の陰謀で、アボを刑務所から出さないための画策だと叫んだ²¹。先に述べた排華移民法をめぐるグローバルな展開などは、アボにとっては関係ない話であった。また、アボの主張にも一理あった。当時のニューヨークは、アイルランド人移民を中心とする民主党の組織タマニー・ホールの政治マシンが大きな影響力をもっていた。もちろん、アボが出所できるか否かはタマニー・ホールの与り知らぬ話ではあったが、中国人の排斥運動の推進にはタマニー・ホールが密接に絡んでいた。

半世紀以上前、南京条約により開港されて間もない条約港から出帆し、ニューヨークでアイルランド人移民の妻キャサリンと息子ジョージ・ワシントンとともにささやかに暮らしていたアボ。最初の事件の時アボは、まじめな茶の取引商の模範的移民として扱われた。しかし17年後の事件の時には、モラル及び合理的判断に乏しくアメリカ的価値観と相容れない「他者」となっていた。その後、排華移民法が制定されアボを含む中国人移民は帰化不能外国人となる。結局、アボは刑務所の中の精神病院を出ることなく、1912年にその波乱に満ちた生涯を終えた。病院の敷地の片隅にある無縁墓地でアボは今も静かに眠っている。

アボの人生、そして彼が起こした2つの事件には、アボの生活世界であった移民コミュニティ、この移民コミュニティを取り巻くニューヨークの政治的・社会的状況、またアメリカにおける移民政策と人種問題の変遷、さらに中国人労働者の大陸間移動を引き起こした国際労働市場の再編と労働区分の民族・人種によるヒエラルキー化の動向といった、ローカル・ナショナル・グローバルな諸状況が互いに絡み合っていた。昨今、アボの事例にみられるような大陸間の人の移動に関わる諸問題を、これまでの一国史あるいは2国間の枠組みを越えた視点か

ら捉えていく「グローバル・ヒストリー」研究が展開されている。この「グローバル・ヒストリー」研究において重要な視点とされるのが「関係性」と「比較」である²²。本稿では「関係性」に重点をおきながら、アボという1人の中国人移民を取り巻く状況を世界諸地域で同時代的に展開していた『中国人問題』と結びつけながら捉え直していった。恐らく、アボのようにグローバルな人の移動によって人生が大きく象れた人は数多くいただろう。他の大陸の他の街にも、別のアボがいたはずである。相互に連動するグローバルな状況の展開を、ローカルそしてナショナルな状況と関連させながら、個別かつ重層的に無数のアボの経験を語っていくことが必要であろう。

■注

- 1 *New York Times*, Dec. 26, 1856.
- 2 "Law Reports - Trial of Quimbo Appo, the Chinaman, for the Murder of Mrs. Fletcher," *New York Times*, April 12, 1859.
- 3 "Quimbo Appo Found Guilty," *New York Times*, Dec. 21, 1876; "Quimbo Appo Sentenced," *New York Times*, Dec. 22, 1876.
- 4 リン・パン『華人の歴史』片柳和子訳（みすず書房、1995年）、50頁。
- 5 Risa Lowe, "The Intimacies of Four Continents," in Ann Laura Stoler, ed., *Haunted by Empire: Geographies and Intimacy in North American History* (Durham and London: Duke University Press, 2006), p. 192.
- 6 キンボ・アボの生い立ちについては、*New York Times*, Oct. 22, 1876: "Report of the Rev. E. W. Syle," *Spirit of Missions* 18 (Aug. 1856): 323-328を参照。
- 7 Mae M. Ngai, "American Orientalism," *American Historical Review* 28 (Sep. 2000), p. 413.
- 8 *New York Times*, April 12, 1859.
- 9 *New York Times*, Oct. 25, 1856; *New York Times*, Oct. 26, 1856.
- 10 Return of Quimbo Appo, New York Supreme Court, pp. 20-35, quoted in John Kuo Wei Tchen, *New York Before Chinatown: Orientalism and the Shaping of American Culture, 1776-1882* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1999), p. 160.

- 11 世界システム論については、イマニエル・ウォーラーステイン『近代世界システム：農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立 1・2』川北稔訳（岩波書店、2006年）、イマニエル・ウォーラーステイン『入門・世界システム分析』山下範久訳（藤原書店、2006年）参照。
- 12 John Russell to Lord Lyons, July 11, 1860, quoted in Moon-ho Jung, *Coolies and Cane: Race, Labor, Sugar in the Age of Emancipation* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2006), p.35.
- 13 Lisa Yun, *The Coolies Speaks: Chinese Indentured Labors and African Slaves in Cuba* (Philadelphia: Temple University Press, 2008), p.6.
- 14 Randle E. Rohe, "After the Gold Rush: Chinese Mining in the Far East, 1850-1890," in Arif Dirlik ed., *Chinese on the American Frontier: Pacific Formations* (Rowman and Littlefield Publisher, 2001), p.4
- 15 Michael Byrnes, *Australia and the Asia Game: the Politics of Business and Economies in Asia* (Allen and Unwin, 2006), p.14.
- 16 デイヴィッド・R・ローディガー『アメリカにおける白人意識の構築：労働者階級の形成と人種』小原豊志他訳（明石書店、2006年）、242頁。
- 17 ロバート・G・リー『オリエンタルズ：大衆文化のなかのアジア系アメリカ人』貴堂嘉之訳（岩波書店、2007年）、11-13頁。
- 18 John Kuo Wei Tchen, *New York Before Chinatown*, p.286.
- 19 *New York Times*, Dec. 22, 1876.
- 20 リン・パン、前掲書、67ページ。
- 21 Quimbo Appo, Prison Notes, January 1, 1882, quoted in John Kuo Wei Tchen, *New York Before Chinatown*, p.284.
- 22 秋田茂、桃木至朗「序章：歴史学のフロンティア」、秋田茂、桃木至朗編『歴史学のフロンティア：地域から問い直す国民国家史観』（大阪大学出版会、2008年）、12-15頁。

■参考文献

-
- サミール・アミン『世界は周辺部から変る』北沢正雄監訳 第三書館、1982年
 アンドレ・グンダー・フランク『リオリエント——アジア時代のグローバル・エコノミー』山下
 範久訳 藤原書店、2000年
 シドニー・W・ミンツ『甘さと権力——砂糖が語る近代史』川北稔、和田光弘訳 平凡社、
 1988年
 アンソニー・リード『大航海時代の東南アジアⅠ・Ⅱ』平野秀秋、田中優子訳 法政大学出版局、
 2002年
 水島司編『グローバル・ヒストリーの挑戦』山川出版社、2008年
 歴史学研究会編『帝国への新たな視座』青木書店、2005年

リン・パン『華人の歴史』片柳和子訳 みすず書房、1995年

ロバート・G・リー『オリエンタルズ——大衆文化のなかのアジア系アメリカ人』貴堂嘉之訳
岩波書店、2007年

デイヴィッド・R・ローディガー『アメリカにおける白人意識の構築——労働者階級の形成と人
種』小原豊志他訳 明石書店、2006年

ウォーラーステイン『入門・世界システム分析』山下範久訳 藤原書店、2006年

イマニュエル・ウォーラーステイン『近代世界システム——農業資本主義と「ヨーロッパ」世界
経済』の成立 1・2』川北稔訳 岩波書店、2006年